



松 浦 商工会議所NEWS

令和7年7月22日発行

第65号

発行:松浦商工会議所

長崎県松浦市志佐町浦免1807

TEL 0956-72-2151

FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・ 令和6年度事業・決算報告を承認可決
- ・ 令和6年度実施した主な事業
- ・ 他団体活動支援 活動報告会開催
- ・ YEGコーナー
5月・6月例会開催
- ・ 女性会コーナー
通常総会開催
- ・ 中小企業省力化投資補助金
- ・ 検定試験情報
- ・ 新入会員紹介

- ・ 賃金引き上げの支援策助成金（業務改善・キャリアアップ・働き方改革推進支援、人材開発支援、人材確保等支援ほか）
- ・ あなたの企業のデジタル化を応援します！
- ・ 中退共
- ・ 事業承継推進月間
- ・ 松浦商工会議所からの新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・ 職員紹介

令和6年度事業・決算報告を承認可決



～通常議員総会～

令和6年度の当会議所事業報告並びに収支決算報告を審議する通常議員総会が、6月20日（金）松浦シティホテルにて開催されました。

第1号議案の令和6年度事業報告について、第2号議案の令和6年度収支決算報告（一般会計、中小企業相談所特別会計、労働保険事務組合特別会計、アクサ共済事業特別会計）について審議が行われ原案通り可決・承認されました。

令和6年度実施した主な事業

■一般事業

1. 要望活動の実施

(1) 長崎県への要望

長崎県商工会議所連合会より、長崎県知事に対し合同要望を行いました。

（要望日：令和6年8月5日）

【主要要望事項】

- ①交通網の整備促進（国道、高規格道路、新幹線全線フル規格化）、架橋、観光振興、中小・小規模事業者対策支援
- ②当所単独提案：「鷹島神崎遺跡の保存と活用について」

2. 地域振興事業の実施及び支援・協力

(1) 松浦市歴史観光推進協議会への支援・協力

- ①委員会2回・正副会長会議3回・活動報告会（7/6）への参加
- ②元寇供養塔の移設と事業活動の支援に関する要望書の提出（5/14）
- ③鷹島神崎遺跡観光コンテンツ造成事業連携協議会出席（5回）

(2) 「青のまち松浦プレミアム商品券」換金業務の実施

- ・ 商品券利用期間：令和6年2月15日～令和6年5月31日

- ・ 商品券取扱店登録事業所 242 先（松浦市福鷹商工会含む）

■中小企業相談所事業

1. 経営力強化・生産性向上支援

(1) 経営力強化・生産性の向上のための各種補助金・助成金の申請支援

- 長崎県製造業物価高騰対策補助金 申請1件 採択1件
- 長崎県デジタル力向上支援事業費補助金 申請1件 採択1件
- 長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業 申請1件 採択1件
- 松浦市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（事業拡充支援）申請2件 採択2件
- 松浦市がんばる中小企業応援補助金「きらり

経営革新」申請 8 件 採択 7 件

○松浦市創業支援事業補助金 申請 2 件 採択 2 件

(2) 計画認定支援

○経営力強化計画 手続き支援件数 0 件

(3) 経営基盤の強化

○エキスパートバンク事業（長崎県）専門家派遣事業 18 件

○デジタル専門家派遣事業（当所） 専門家派遣件数 17 件

2. 活力ある担い手の拡大

○創業支援事業 創業塾の開催 6 回

○円滑な事業承継・引継ぎ支援

・事業承継診断件数 22 件

・事業承継面談会（11/19、12/4） 2 件

○人材確保対策の推進

・松浦市内企業説明会（松浦市主催・後援会議所）

・松浦高校（まつナビ・コンソーシアム協議会参加）

○人材育成事業の推進 日商検定試験受講者簿記 3 人 珠算 0 人

3. 安定した経営への支援

○金融対策（斡旋） マル普 9 件 マル経 7 件

○申告所得税 223 件 消費税 101 件
年末調整 73 件 記帳代行 7 件

○巡回指導回数 105 件
窓口相談 1,702 件

○講習会開催 集団指導 12 回 220 名

○労働保険代行 委託事業所数 152
対象従業員数 693

○小規模企業共済 132 倒産防止共済 22
中退金共済 20 その他 72

○経営支援セミナー・講習会の開催

・サイバーセキュリティセミナー（2 回）

6 / 6 ・昼の部 参加者 10 名

・夜の部 参加者 11 名

・はじめてのデジタル化セミナー（1 回）

6 / 19 参加者 14 名

・SNS活用セミナー（1 回） 9 / 4 参加者 27 名

・生成 AI セミナー（2 回） 11 / 14 参加者 21 名
2 / 20 参加者 27 名

○クラウドビジネスアプリ導入促進事業

（会計・勤怠管理など）

クラウド会計導入状況 合計 29 件

（法人 4 件・個人 25 件）

○貿易証明 発証 3 企業 27 通

■その他事業

〈福利厚生事業〉

1. 従業員交流事業の支援

松浦市商工業労政推進協議会が実施する従業員交流事業を事務局として支援

○第 37 回労政協勤労者の祭典「優良従業員表彰」（実施日：10 月 19 日 表彰者 9 名）

2. 生命共済制度加入促進（従業員向け団体共済）
〈広報活動〉

①会議所会報 4 回発行

②会議所ホームページ、SNS による情報の発信
〈会員サービス事業〉

①集団検診事業（移動検診）

11 月 11 日・11 月 12 日（2 日間）

受診状況：26 社 129 名

②PET 検診割引サービス

受診状況：2 社 2 名

③プレゼント事業

ほほえみ共済加入事業主様へ誕生月に花鉢をプレゼント

他団体活動支援

松浦市歴史観光推進協議会

活動報告会開催

令和 7 年 7 月 5 日（土）松浦シティホテルにて、松浦市歴史観光推進協議会活動報告会と懇親



YEGコーナー

4月例会「4月定例総会」

2025年4月21日（月）松浦商工会議所青年部（＝会長 岩本 優生）による定例総会並びに懇親会が開催されました。

令和6年度事業報告・決算報告、令和7年度年度の事業計画・予算案の議案は滞りなく承認されました。

今年度、岩本会長が来賓の皆様へ新たな体制について説明され、多くの御来賓やOBの方と交流・親睦を深められ、松浦YEGの活動をPRされました。



5月例会「意見交換会」を開催

5月29日（木）に、5月例会「意見交換会」が行われました。松浦市の定住人口の安定化やUターン促進、地域内外との交流の活性化、そして松浦YEGの周知を図ることを目的とした、大人が気軽に集い繋がりを深められる場として、屋台風ビアガーデンイベント開催に向けた体制構築の意見交換会を開催しました。

女性会コーナー

令和7年度松浦商工会議所 女性会通常総会を開催

令和7年度松浦商工会議所女性会通常総会が、4月23日（水）松浦シティホテルに於いて開催されました。（会長＝谷口 玲子）

総会では、令和6年度事業報告並びに決算報告、令和7年度事業計画並び予算が原案通り承認され、会長 谷口 玲子氏が挨拶をされました。その後、懇親会が行われ、女性会メンバーや来賓の皆様の歌など披露され、交流・親睦を深められました。

令和7年度の役員と事業活動については、下記の通りとなります。

【令和7年度 役員（敬称略）】

会 長 谷口 玲子
副会長 小松由美子・浦田 数代・山口あゆみ
総 務 今里 洋子
会 計 高田さおり
理 事 山本 君子・宮下ゆう子・江口 洋子
小松 千春
監 事 白石 和子・江口 洋子



【令和7年度の主な事業】

・地域活性化事業

まちなか七夕飾り
地域まちおこしのための（たなばたの夕べ）

・研修会、講習会の実施

九州商工会議所女性会連合会 佐賀大会への参加
長崎県商工会議所女性会連合会 平戸大会への参加（11月18日）
女性経営者による講習会
視察研修

（九州電力 玄海原子力発電所の見学・佐々木 冷菓本社工場見学）

・その他（イベント参加・協力）

簡易で即効性のある 省力化投資に カタログ注文型

補助率
1/2_{以下}

補助上限額
最大 1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



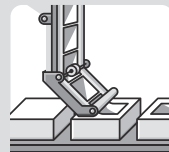
清掃ロボット



券売機



無人搬送車(AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



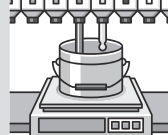
スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小 企業 省力化 投資 補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

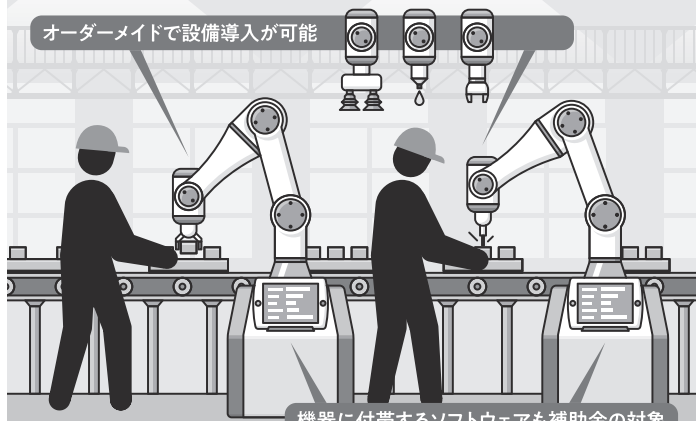
補助率※

中小 企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額

最大 1億円

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な質上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6～20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅質上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な質上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅質上げ特例】の適用要件

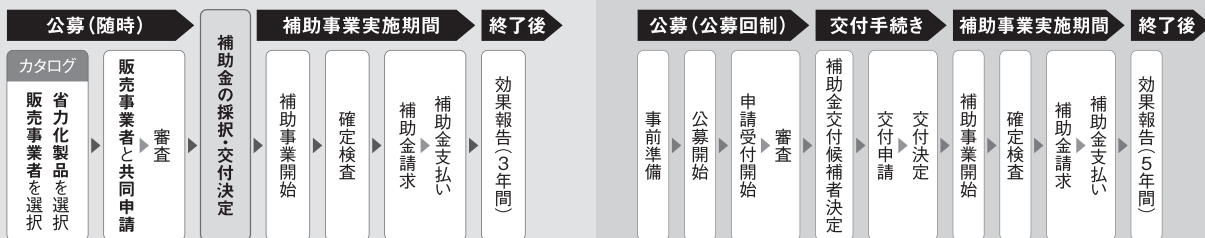
事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからのお問い合わせ

03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530

でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

～(検)定試験情報～

■珠算能力検定(日本珠算連盟)

【日程】

◆2025年10月26日(第4日曜日)

第235回1級～3級

◆2026年2月8日(第2日曜日)

第236回1級～3級

■簿記検定(日本商工会議所)

【日程】

◆2025年11月16日(第3日曜日)

第171回1～3級

◆2026年2月22日(第4日曜日)

第172回2～3級

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
cocolaun	池田 美紀	志佐町	サービス (睡眠美脳メソッド)
スナック BEHLE	財津 幸子	今福町	サービス (スナック)

(R7.2.21～R7.5.21)

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25,555,500万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練 + 経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費 10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み （賃上げ加算）

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ（5%以上）で、助成額を加算（※）賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ・ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など就職困難者等を継続して雇用する事業主に助成 30万円～240万円
- ・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野 デジタル、グリーンの業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成 人材開発支援助成金の活用 及び雇入れから3年以内に5賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- ・雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5以上賃上げした場合に助成します。
- ・中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち5歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- ・在籍型 outward により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5以上増加させた場合に助成 上限額 8,635円／1人1日あたり1事業主あたり1,000万円します。

✓ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



（R7.4）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

あなたの企業のデジタル化を応援します！ 「デジタル化応援サポート事業」

■サポートの流れ

- ①デジタル化を進めるために、専門家と一緒に現状課題・方向性を整理
- ②課題解決のために最適なITツールの選定・提案
- ③自社内で上手く運用できるようにITツールの導入運用サポート
申込時点で、明確な活用イメージを持っていない方でも結構です。
まずはお気軽にお申し込みください！

■指導内容

課題整理から解決策、デジタル化ツール導入までを一貫して支援

■派遣限度

最大10回まで（但し10時間まで）

■専門家

- ①課題整理・方向性整理：中小企業診断士、行政書士
- ②③デジタル化支援：㈱十八親和銀行デジタル化推進部

■指導料 無料

■申込期間

R7.6.25～R7.12.25※予算に達した時点で終了（お申し込みはお早めに!!）

■申込方法

右記QRコード

（当会議所HP「NEWSお知らせ」にも掲載しています）

■問い合わせ

松浦商工会議所



働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、1959年の設立以来、119万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



詳しくは
ホームページをご覧ください。

8月・9月は「事業承継推進月間」です

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターは国が設置した事業承継・事業引継ぎの相談所です。8月・9月の2カ月間、中小・小規模事業者の事業承継を集中的に啓発いたします。事業者のみなさまが事業承継に向けて第一歩を踏み出せるよう、きめ細やかな事業承継支援を推進します。

主な業務

- ◎事業承継支援（親族・従業員・第三者）に関するご相談
- ◎事業承継診断
- ◎事業承継計画作成支援
- ◎M&A マッチング支援 など



長崎県事業承継・引継ぎ支援センターはあらゆる事業承継についてワンストップで相談できる公的な支援機関です。

➡ 安心してご相談ください

後継者がいる場合もない場合も、
中小企業の事業承継を支援する公的機関
長崎商工会議所
長崎県事業承継・引継ぎ支援センター
☎095-895-7080 にご相談ください。

〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館1F

WEB

長崎県事業承継・引継ぎ支援センター

※事前予約制

相談
無料

秘密
厳守

受付時間

●平日 9時～17時
※年末年始、祝日除く

松浦商工会議所からの 新しい情報をタイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所には、会員の皆様にいち早く、有益な情報をお届けするためのLINE公式アカウントがございます。

各種補助金やイベント、セミナー等の情報などタイムリーにお届けしておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。



<https://lin.ee/glgeVL>



LINE にメッセージが届きます

新型コロナウイルス対策後援！
「雇用調整助成金申請書類の作成が難しい」、「申請を速やかに行いたい」とお考えの事業所等におかれましてはぜひご利用ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/hunou/hukushi-hoken/kansensho/c/koyugou/45519.html>

◎雇用調整助成金とは？
雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunya/koyou_roudou/koyou/koyufukushi/page1_07.html

職員紹介

草場 千恵
くさば ちさと

今年の5月1日より当会議所に勤務している、草場と申します。

社会人経験が少なく、不慣れなことも多いと思いますが、皆様のお役に立てるよう、精進しますので何卒宜しくお願い致します。

